

馬頭最終処分場整備運営事業

特定事業の選定

平成28年7月

栃木県

栃木県（以下「県」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に基づき、「馬頭最終処分場整備運営事業（以下「本事業」という。）」を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果をここに公表する。

平成28年7月29日

栃木県知事 福田 富一

目次

1	事業概要	1
(1)	事業名称	1
(2)	公共施設等の管理者等の名称	1
(3)	事業の目的	1
(4)	計画地条件及び本施設の概要	1
(5)	事業方式	2
(6)	事業期間及び受入廃棄物	2
(7)	業務範囲	3
(8)	選定事業者の収入	4
2	事業の評価	5

1 事業概要

(1) 事業名称

馬頭最終処分場整備運営事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

栃木県知事 福田富一

(3) 事業の目的

県は、那珂川町北沢地区の不法投棄物を撤去するとともに、県内から排出される産業廃棄物を適正に処分し、循環型社会の形成や地域産業の振興に資するため、管理型産業廃棄物最終処分場を整備する。

本事業は、本施設の設計、建設、運営及び維持管理を一体的に行うとともに、北沢地区の不法投棄物撤去を行う事業である。

本事業の実施に当たっては、県は、PFI法に基づく事業として実施することを予定しており、民間の資金、創意工夫及び技術的・経営的能力等を活用することにより、事業期間全体を通して、社会経済情勢の変化にも柔軟に対応し、十分な安全性が確保され、安定的かつ継続的に本施設が運営及び維持管理されることを期待する。

(4) 計画地条件及び本施設の概要

ア 計画地条件

(ア) 馬頭最終処分場（仮称）

所在地	栃木県那須郡那珂川町和見、小口地内
事業区域面積	65.2ha
都市計画区域	区域区分が定められていない都市計画区域
用途地域	指定なし
建ぺい率／容積率	60％／200％
その他	県立自然公園、地域森林計画対象地域

(イ) 北沢不法投棄地

所在地	栃木県那須郡那珂川町小口、小砂地内
事業区域面積	約 7,500 m ²
都市計画区域	都市計画区域外
撤去が必要な量	合計撤去量:約 51,000m ³ (推定) (内訳) 不法投棄物:約 31,000m ³ (掘削による容積増加率考慮:約 45,000 m ³) 周辺汚染土壌:約 3,900m ³ (掘削による容積増加率考慮:約 5,700 m ³) (不法投棄物の種類) 紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類、建設廃材、プリント基板、顔料、ビニールシート、医療系廃棄物、自動車解体材、焼却灰 等
その他	県立自然公園

イ 本施設の概要

施設の設置位置	栃木県那須郡那珂川町和見、小口地内
施設の種類	管理型産業廃棄物最終処分場
施設で処理可能とする産業廃棄物の種類	紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、政令第2条第13号廃棄物
事業区域面積	65.2ha
埋立面積	約4.8ha
埋立容量	約600,000m ³

(5) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、本事業を実施する者として選定された民間事業者（以下「選定事業者」という。）が、本施設の設計及び建設を行った後、県に所有権を移転し、事業期間中、本施設の運営・維持管理を行うBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

(6) 事業期間及び受入廃棄物

事業期間及び受入廃棄物は、次のとおりとする。ただし、事情の変更があり必要な場合には、県と選定事業者の協議により、事業期間等を変更できるものとする。

ア 事業期間

(ア)設計・建設期間	事業契約締結の日～平成34年12月
(イ)運営・維持管理期間（埋立期間）	平成35年1月～平成46年12月
(ウ)埋立終了後の管理期間	平成47年1月～平成48年12月
(エ)不法投棄物撤去期間（設計・工事・処理）	事業契約締結の日～平成36年12月

イ 受入廃棄物

- (ア)県内から排出される産業廃棄物（中間処理施設から排出されるものを含む）を基本とし、具体的な種類等は提案とする。
- (イ)北沢不法投棄物（受入基準に適合するものに限る）

(7) 業務範囲

選定事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

ア 設計業務

(ア) 施設設計業務

(イ) 各種手続きに関する業務（施設設置に係る手続き、廃棄物処理施設整備計画書の作成、補助金申請手続き、関係機関との協議等）

※産業廃棄物処理施設の設置許可申請は、県が行う。

(ウ) 説明会等地元対応補助業務

イ 建設工事業務

(ア) 建設工事及び関連業務

(イ) 各種手続きに関する業務（廃棄物処分業の許可申請、施設設置に係る手続き、補助金申請等手続き、関係機関との協議等）

(ウ) 工事監理業務

(エ) 開業準備業務

(オ) 施設の引渡し業務（県への所有権移転業務等）

※県は、引渡しを受けた後、選定事業者に施設を使用することができる権原を付与する。

ウ 運営・維持管理業務

(ア) 営業業務

(イ) 受付管理業務

(ウ) 埋立管理業務

(エ) 浸出水処理施設等運転管理業務

(オ) 維持管理業務

(カ) 環境管理業務

(キ) 情報管理業務

(ク) 安全衛生管理業務

(ケ) 啓発業務

(コ) その他関連業務

(サ) 自由提案事業（任意で実施する事業）

エ 埋立終了後の管理業務

(ア) 場内環境管理業務

(イ) 浸出水処理施設等運転管理業務

(ウ) 維持管理業務

(エ) 環境管理業務

(オ) その他関連業務

オ 不法投棄物撤去業務

- (ア)汚染拡散防止対策工事業務
- (イ)不法投棄物撤去・運搬業務
- (ウ)不法投棄物埋立処理業務

(8) 選定事業者の収入

選定事業者の収入は、次のとおりとする。

ア 処理手数料収入

選定事業者が、自ら確保した産業廃棄物の受入により得られる処理手数料収入。

なお、一定基準以上の処理手数料収入が得られた場合は、当該収入の一定割合を県に納付することとする。

イ 県のサービス購入料

県は、選定事業者と締結する事業契約により、サービス購入料を支払う。

サービス購入料の構成は、次のとおりとする。

(ア) 建設工事業務のうち特定の施設に係る業務の対価

「1-(7)-イ 建設工事業務」のうち、次の施設の整備に係る対価として、当該施設整備に要する費用から、当該施設に係る「ウ 国庫補助金及び県補助金」相当額を控除した額の一定割合を支払う。具体的には、選定事業者の提案金額をもとに、事業契約においてあらかじめ定める額を、埋立期間開始後、12年間の割賦払いにより選定事業者を支払う。

- a 遮水工のうち多重バックアップ機能に関するもの
- b 被覆施設
- c 浸出水処理施設のうち高度処理に関する次のもの
 - ・凝集膜分離（浸漬型膜処理）
 - ・電気透析処理

(イ) 不法投棄物撤去業務の対価

「1-(7)-オ 不法投棄物撤去業務」に係る対価として、選定事業者の提案金額をもとに、事業契約においてあらかじめ定める額を、不法投棄撤去期間において選定事業者を支払う。

ウ 国庫補助金及び県補助金

本事業では、選定事業者自らの申請により、「廃棄物処理施設整備費（産業廃棄物処理施設モデル的整備事業）国庫補助金」（環境省）及びこれに相当する県補助金の交付を受けることを想定している。

エ その他の収入

選定事業者が任意に提案し、県が認めた自由提案事業の実施により得られる収入。

2 事業の評価

(1) 選定の基準

ア 特定事業の選定に当たっての考え方

本事業をPFI事業として実施することにより、従来方式と比較して、効率的かつ効果的に実施できることが期待できることを選定の条件とした。

イ 定量的評価

県の財政負担見込額の算定に当たっては、選定事業者からの税収を見込み、将来見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより定量的な評価を行った。

ウ 定性的評価

上記イの財政負担見込額の算定に加えて、本事業をPFI事業として実施する場合のサービス水準について、定性的な評価を行った。

(2) 県の財政負担見込額による定量的評価

ア 算出に当たっての前提条件

本事業において、県が自ら実施する場合の県の財政負担見込額と、PFI事業として実施する場合の県の財政負担見込額との比較を行うに当たり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、県が独自に設定したものであり、実際の入札参加者の提案内容を制約するものではなく、また、一致するものでもない。

【VFM検討の前提条件】

項目	値	算出根拠
①割引率	1.35%	長期国債表面利率及びインフレ率により設定。
②物価上昇率	考慮していない	物価変動に伴う対価の改定を予定しているため、物価上昇は見込まない。
③リスク調整値	考慮していない	定量化が困難なため、リスク調整費は考慮していない。

【事業費などの算出方法】

項目	県が自ら実施する場合の費用の項目	PFI事業により実施する場合の費用の項目	算出根拠
①利用料収入等の算出方法	処理手数料収入	同左	○共通 ・類似施設の単価を勘案して設定
②設計・建設工事業務に係る費用の算出方法	設計費 建設工事費 工事監理費	設計費 建設工事費 工事監理費 建中金利 開業準備費	○県が自ら実施する場合 ・設計・建設工事業務に係る費用については、基本設計を勘案して設定 ・運営・維持管理業務に係る費用については、類似施設を勘案して設定
③運営・維持管理業務に係る費用の算出方法	運営費 維持管理費	運営費 維持管理費 SPC 経費	○PFI 事業により実施する場合 ・民間事業者による創意工夫の発揮により一定割合のコスト軽減が実現するものとして設定
④不法投棄物撤去業務に係る費用の算出方法	汚染拡散防止対策工事費 不法投棄物撤去・運搬費 不法投棄物埋立処理費	同左	
⑤資金調達に係る事項	一般財源 地方債	サービス購入料 自己資金 銀行借入 国庫補助金及び県補助金	○PFI 事業により実施する場合 【銀行借入条件】 ・返済期間:12 年 ・利率:銀行からのプロジェクトファイナンスを想定し設定
⑥その他の費用	地方債利息	銀行借入利息 公租公課 アドバイザー費 モニタリング費	○県が自ら実施する場合 ・地方債利息を計上 ○PFI 事業により実施する場合 ・銀行借入利息、公租公課及び PFI 事業実施に係るアドバイザー費、モニタリング費を計上

※本試算では、県への納付金及び選定事業者が実施する自由提案事業による収入を見込まない。

イ 算定方法及び評価の結果

上記アの前提条件を基に、県が自ら実施する場合の県の財政負担見込額と、PFI 事業として実施する場合の県の財政負担見込額を、事業期間にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。

この結果、本事業を県が自ら実施する場合に比べ、PFI 事業として実施する場合は、事業期間中の県の財政負担額が 15.1%程度軽減されるものと見込まれる。

(3) PFI 事業として実施することの定性的評価

本事業を PFI 事業として実施することにより、定量的な効果である県の財政負担額の軽減に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

ア 民間事業者の創意工夫の発揮

設計、建設、運営・維持管理等の各業務を各々分割して発注する場合に比べ、民間事業者に一括して性能発注することにより、供用開始後の運営・維持管理方針に即した施設整備が可能となり、民間事業者のノウハウや創意工夫による効率的かつ効果的な運営・維持管理及

び、更なる安全性の向上が期待できる。

イ リスク分担の明確化による事業の安定運営

本事業開始前に、あらかじめ発生するリスクを想定し、県と民間事業者との間で、個々のリスクについて最も適切に対処できる者が当該リスクを負うという考え方にに基づき、その責任分担を明確にすることにより、リスク分担の最適化がなされ、リスク対策に要する費用の削減及び問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となる。

ウ 財政負担の平準化

民間資金を活用することで、県が支払う施設整備費の一部について埋立期間終了までの間に分割して支出することが可能となり、財政負担の平準化が図られる。

(4) 総合評価

本事業をPFI事業として実施することにより、県が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた県の財政負担額（現在価値換算額）について15.1%程度の軽減が期待できるとともに、廃棄物処理事業の効率化等の定性的効果も期待することができる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI法第7条に基づき特定事業として選定する。